

特定生産緑地(柏市)の解除

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように公示する。

令和5年7月10日

柏市長 太田和美

番号	位置	面積	公示日
328	柏市南増尾三丁目地内	約 900 m ²	令和5年7月10日
329	柏市新逆井一丁目地内	約 780 m ²	令和5年7月10日

「区域は指定図表示のとおり」